

## 企業向け地域日本語教室運営費補助金 概要（案）

### 1 目的

日本語教育の推進に関する法律（R1.6 施行）において、外国人などを雇用する事業主は、その雇用する外国人及びその家族に対する日本語教育の機会の提供、そのほかの日本語学習に関する支援に努めることとされている。

県では、在住外国人が地域で安心安全に暮らせるよう、生活に必要な日本語を身に付けるとともに、地域において円滑なコミュニケーションを図り、地域住民との相互理解を深めることを目指し、市町村や企業と連携した日本語教育環境の整備を進めることとしている。

そこで、生活に特化した日本語教育に主体的に取り組む企業に対し、日本語教室運営補助を実施する。

### 2 補助概要

#### （1）補助事業者

企業（県内に営業所を有すること）

#### （2）補助対象事業

企業が行う、従業員とその家族等を対象とした日本語教室

#### （3）補助対象経費

報償費、旅費、会場使用料、印刷製本費、消耗品、役務費

※ただし、備品に類する物品の購入費、飲食料費（講師等のための飲料水を除く。）及び事業の全部又は一部の委託に係る経費は対象外。

#### （4）補助金の額

補助対象経費から収入額を控除した額に対し補助率  $1/2$  を乗じた額。

※補助限度額 20 万を上限、5 万円を下限とする。

#### （5）補助要件

- ・生活者を対象とした日本語教室を新たに設置する企業であること。  
※令和 2～4 年度に県と連携した日本語教室を開設した企業は対象。
- ・事前に、地域日本語教育コーディネーターのアドバイスを受け、受講者のレベルを踏まえたやカリキュラム等を検討したうえで、年間 10 回程度の教室を開催すること。
- ・日本語指導者を 1 名以上配置し、可能な場合、学習支援者（ボランティア）など地域住民が参加する日本語教室を検討すること。（従業員でも可）
- ・できる限り、県の日本語教育人材バンクに登録している指導者及び県が開発した教材の活用を検討すること。

- ・日本語教育の内容は、本事業の趣旨を鑑み、生活に根差した日本語を学習するものであること（事業用語の学習を一部含むなど、部分的に生活以外の日本語学習を行うことは可）。また、日本語能力試験等の合格や資格の取得を目的とした教室は対象となりません。
- ・受講者は、当該企業で就労する外国人とその家族等とすること。

#### (6) 補助対象期間

交付決定の日から令和6年2月末

### 3 その他

- ・日本語教室の立ち上げにあたり、県から地域日本語教育コーディネーターを無償で派遣し、カリキュラム・教材等に係る相談・支援を行います。
- ・指導者等は、県から人材を紹介（日本語教育人材バンク）することが可能です。
- ・近隣の複数の企業と共同で実施することも可能です。

### 4 標準的な実施例と経費の目安

#### ○人員体制

日本語指導者 1人～2人  
学習者（外国人） 10人～20人程度  
学習支援者（ボランティア） 10人程度

#### ○経費（教室を10回開催した場合）

日本語指導者報償費	4,700円×3時間×10回×2人	=	282,000円
日本語指導者旅費	2,000円×10回×2人	=	40,000円
学習支援者謝礼	500円×10回×10人	=	50,000円
会場費	2,000円×10回	=	20,000円
消耗品	5,000円		

⇒ 補助対象経費：397千円

補助額：198千円

※目安としてお示ししたものであり、必ずしもこのとおり実施する必要はありません。

### 5 スケジュール（事業開始までの流れ）

R5年2月～ 補助金要望調査（周知期間）  
4月～ 地域日本語教育コーディネーター事前相談  
5月～ 県に補助金の申請  
随時、県が交付決定  
交付決定後、教室開始